

# クリーンセンター滋賀

産業廃棄物管理型最終処分場

利用の手引き



令和3年4月

公益財団法人 滋賀県環境事業公社

## 利用手続

センターの利用には、事前に公社と委託契約の締結と搬入予約申込・承認が必要です。  
必要な書類は、(公財)滋賀県環境事業公社のホームページからダウンロードできます。

## 目 次

搬入要領	• • • 3
廃棄物搬入フロー	• • • 6
廃棄物の受入基準と区分（別表1）	• • • 8
埋立処分料金表（別表2）	• • • 10
埋立処分に係る判定基準（別表3）	• • • 11
廃棄物処理委託（変更）申込書（様式第1号）	• • • 12
廃棄物データシート（WDS）（様式第2号）	• • • 13
廃棄物処理委託（変更）契約書（様式第3号）	• • • 15
搬入車両（変更）届出書（様式第4号）	• • • 20
搬入予約申込書・承認書（搬入管理票）（様式第5号）	• • • 21
安全管理講習会受講申し込み書	• • • 22
搬入経路図、施設概要	• • • 23

## 安全性と信頼性のモデル、”クリーンセンター滋賀”

産業廃棄物の処理は、最新の技術による環境負荷低減と  
リスクに対応できる安全管理体制が必要な時代です

### 【施設運営コンセプト】

環境保全への関心が高まるなか、五つのこだわりで  
事業活動を創造し、社会貢献を果たします。

- 1 『自然と生活環境を守る』
- 2 『産業を支え、循環型社会形成の一翼を担う』
- 3 『安全・安心な社会を支える』
- 4 『開かれた施設運営を行う』
- 5 『実践による廃棄物研究を進める』

## 搬入要領

### 1 受入施設名

クリーンセンター滋賀（以下、「センター」という。）

### 2 所在地

〒520-3411

滋賀県甲賀市甲賀町神645番地

### 3 電話番号およびFAX番号

TEL. 0748-88-9191 FAX. 0748-88-6322

E-mail : ccs-kousha@ac-koka.jp

### 4 営業日および受入時間

営業日 月曜日～金曜日 午前9時～11時45分、午後1時～4時

(休業日) 土曜日、日曜日、祝祭日、

8月14日～8月16日

12月31日～1月5日

※ 処分場内の安全点検、大雨や大雪などの気象条件、地震等により、臨時的に受入れを中止する場合があります。

### 5 受入対象者（利用できる方）

センターを利用できる方は、滋賀県内に事業所等を有する排出事業者および中間処理を行う事業者です。

### 6 受入れ対象産業廃棄物

センターが受入れ対象とする産業廃棄物は、滋賀県内で発生したもので別表1のとおりです。

### 7 埋立処分料金

① センターの埋立処分料金は、別表2のとおりです。（料金は10kg単位で計算します。）

② 埋立処分料金は、原則として現金払としますが、ご希望の場合は振込も可能です。振込の場合は、埋立処分終了後、毎月請求書を送付しますので公社指定の口座に振込してください。なお、振込手数料はご負担ください。

※ 料金は、改定をすることがあります。

### 8 埋立処分委託申込および契約の締結

① センターを利用しようとする方は、事前に廃棄物処理委託（変更）申込書（様式第1号）を提出してください。なお、申込書は廃棄物の排出場所毎に記入してください。公社において、受入れのための必要な審査を実施します。

② 埋立処分委託申込に当たっては、廃棄物の種類ごとに廃棄物データシート（WDS）（様式第2号）を作成し、必要事項を記載して提出してください。また、重金属等有害性の埋立処分に係る判定基準（別表3）を適用する管理型4品目（燃えがら、汚泥、鉱さい、ばいじん）については、溶出試験成績書および水銀含有量試験成績書の写し（試験結果の有効期間は申込み時から6か月以内のもの（ダイオ

キシン類については1年以内のもの)とします。)の提出ならびに公社が分析を行うためのサンプル500gを提供してください。また、発生工程等の確認調査を実施する場合がありますので協力してください。

- ③ 審査終了後、基準に適合し受入れが適当と判断した場合、産業廃棄物処理委託(変更)契約書(様式第3号)により、契約を締結します。
- ④ 契約した産業廃棄物の種類、量、運搬委託業者、処分料金の支払い方法の変更等重要事項を変更する場合にあっては、事前に廃棄物処理委託(変更)申込書(様式第1号)を提出し、委託契約の変更手続きをしてください。また、軽微な変更にあっては書面で通知してください。
- ⑤ 契約期間は、通常、契約締結の日から3月31日までとし、期間満了の日の1ヶ月前までに書面による解約の申し出がない場合は、原則として自動更新をいたします。
- ⑥ 産業廃棄物の運搬に使用する車両を搬入車両(変更)届出書(様式第4号)により届けてください。
- ⑦ センターのトラックスケールの秤量は、40t、積載面寸法は、3m×8m、高さ3.8mとなっていますので、計量が可能な車両で搬入してください。
- ⑧ 排出事業者および収集運搬事業者の責任者を対象に、廃棄物の運搬・搬入に係る安全管理講習会を開催し、受講者に対して搬入車両用標識を交付します。搬入時には、この標識がないと搬入できません。なお、講習会受講者は、運転者に講習会の内容を周知してください。

## 9 搬入予約

- ① 契約締結後、廃棄物の搬入をしようとするときは、事前に搬入予約申込書(様式第5号)により、ファックスで申込を行ってください。(搬入の前営業日午前中までに予約をお願いします。)なお、センターの受入体制の都合により、搬入をお断りする場合があります。
- ② 廃棄物の搬入を承認したときは、搬入予約承認書(様式第5号)に搬入管理番号を記入し、申込者あて返送します。
- ③ 廃棄物の搬入時に搬入予約承認書とマニフェストをセンター管理事務所の受付へ提出してください。ただし、電子マニフェスト利用の場合は、搬入時までにマニフェスト登録が終了していることが必要です。

## 10 運搬および搬入

- ① 搬入は、排出事業者等による自己搬入、または滋賀県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者への委託により行ってください。
- ② 搬入は、あらかじめ公社に届け出た搬入車両(変更)届出書に記載された車両により行ってください。搬入車両を変更する場合には、搬入車両変更届出書を提出してください。なお、車両の構造により、搬入をお断りする場合があります。
- ③ 搬入車両は、積載量や制限速度を遵守し、指定された搬入経路を通行してください。
- ④ 搬入車両には、公社があらかじめ交付する所定の搬入車両用標識を掲示してください。
- ⑤ 搬入車両は、産業廃棄物の飛散・流出防止のため、シート掛け等の措置を講じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法等の法規を遵守してください。
- ⑥ 周辺道路上での待機、駐車やごみのポイ捨ては行わないでください。
- ⑦ 産業廃棄物の混載は原則として行わないでください。やむを得ず混載する場合は、計量、検査、埋立業務等に支障を来さないよう種類毎にフレコンバック等で区分のうえユニック車により搬入してください。なお、搬入は速やかに荷降ろしのできる車両でお願いします。

## 11 受入検査

- ② センターでは、廃棄物の受入れに際し、石綿含有廃棄物を除き全量展開検査を実施します。
- ② 管理型4品目(燃えがら、汚泥、鉱さい、ばいじん)については、蛍光X線分析装置による独自検査を実施します。

③ 展開検査場での検査後の廃棄物は、センター車両により埋立場所まで運搬し、処分します。

#### 12 受入の停止・拒否

- ① 次に該当する場合は、持ち帰っていただきます。
- ア センターが受入を承諾していない廃棄物等を搬入しようとするとき。
  - イ 受入基準に適合しない廃棄物等を搬入しようとするとき。
  - ウ 搬入前営業日午前中までに、廃棄物等の予約申し込みがないとき。
  - エ センターの職員の指示に従わないとき。
  - オ 搬入車両の車両番号が搬入予約承認書に記載した車両番号と異なるとき。
  - カ 搬入時に必要書類を携帯せず、または記載内容に不備があるとき。
  - キ 目視検査、展開検査、抜取検査およびその他センターが必要とする検査に応じないとき。
  - ク その他、センターの埋立処分事業の運営に支障があると認められるとき。
- ② 次に該当する場合は、一定期間、受入を停止することがあります。
- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令、委託契約および搬入要領を遵守しないとき。
  - イ 申込書等に虚偽または不正を発見したとき。
  - ウ 12①の状況が繰り返されるとき。

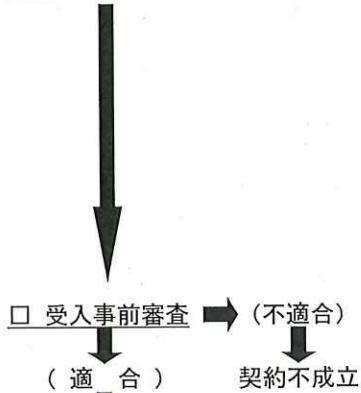
#### 13 その他

- ① 既に入れた廃棄物等でも受入基準に適合しないことが判明した場合は、持ち帰っていただきます。
- ② 搬入した廃棄物に起因した事故等が発生した場合には、排出事業者および運搬事業者に対し必要な措置を求めることがあります。
- ③ 法律等の違反による改善命令などの行政指導を受けた場合は、自主的に文書により報告してください。
- ④ 契約は1年毎とします。管理型4品目（燃えがら、ばいじん、鉱さい、汚泥）の契約を更新される場合、2月末日までに溶出試験成績書写し（試験結果の分析日は提出日から起算して6か月以内のもの）をセンターあて提出して下さい。ただし、委託する管理型4品目の種類ごとに1年間あたりの搬入量10トン未満の利用者については、隔年の提出で可とします。また、必要に応じて廃棄物データシート(WDS)の内容も確認します。
- ⑤ 廃棄物焼却炉（火床面積0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力50kg/h以上）から排出される燃えがらおよびばいじんについては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施する自主測定結果を2月末日までに提出して下さい。

## 廃棄物搬入フロー

### 1 契 約

#### ■ 廃棄物処理委託(変更)申込書 (様式第1号)の提出



廃棄物処理委託申込書は、(公財)滋賀県環境事業公社のホームページからダウンロードし、必要事項記入のうえクリーンセンター滋賀にて送付してください。

#### (必要な書類)

- ・廃棄物処理委託(変更)申込書(様式第1号)
- ・廃棄物データシート(WDS)(様式第2号)/対象物の写真(必須)
- ・溶出試験成績書および水銀含有量試験成績書の写し(燃えがら、汚泥、鉱さい、ばいじん)ならびにサンプル 500 g
- ・運搬を委託する場合は収集運搬業者の許可証の写し
- ・産業廃棄物処理業者の場合は処理業許可証の写し
- ・工作物の解体に伴う廃棄物の場合は、建築物に関する調査結果(未実施の場合は搬入時でも可)

書類審査および必要に応じて製造工程等の現地調査を含めて、受入れが可能かどうかの事前審査を実施します。その際、資料の提出をお願いする場合があります。

審査の結果を通知し、適合する場合は産業廃棄物処理委託(変更)契約書(様式第3号)を送付し契約の締結をします。  
※不適合の場合は、契約の締結はできません。

公社から送付した産業廃棄物処理委託(変更)契約書に押印のうえ、センター管理事務所に提出してください。

産業廃棄物の搬入に使用する車両をあらかじめ搬入車両(変更)届出書(様式第4号)により届出てください。なお、変更する場合は、変更届を提出してください。

排出事業者および収集運搬事業者の責任者を対象に廃棄物の運搬・搬入に係る安全管理講習会を開催しますので、必ず受講してください。なお、講習会受講者は、運転者に講習会の内容を周知してください。  
※受講のない場合には、搬入ができませんので注意してください。

搬入車両用標識は、安全管理講習会に参加された事業者に対して交付します。

### 2 契約の変更

契約の変更にあっては、当初の廃棄物処理委託申込および契約の締結手続きに準じて処理します。

#### ① 産業廃棄物の種類を変更する場合の添付書類

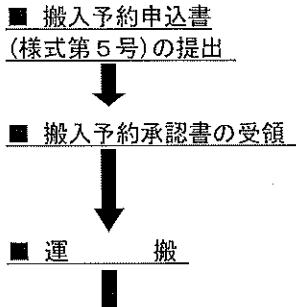
- ・廃棄物処理委託(変更)申込書
- ・廃棄物データシート(WDS)
- ・管理型4品目(燃えがら、汚泥、鉱さい、ばいじん)については、溶出試験成績書および水銀含有量試験成績書の写しならびに産業廃棄物のサンプル 500 g

#### ② 運搬、搬入方法を変更する場合の添付資料

- ・搬入車両(変更)届出書
- ・収集運搬業の許可証の写し

### 3 搬入

廃棄物の搬入は、円滑な受入のため搬入を予約のうえ、搬入予約承認を得てください。



搬入の予約は、搬入予約申込書・承認書(様式第5号)により、ファクスで申し込みを行ってください。(搬入の前営業日午前中までに予約をお願いします。)

受入れをする場合は、申請者あて、搬入予約承認書を返信します。  
搬入予約承認書は、廃棄物搬入時に必要となりますので、大切に保管してください。

廃棄物の搬入に当たっては、指定された搬入経路を通行し、搬入車両には所定の車両用標識を掲示してください。  
運搬廃棄物の飛散・流出防止措置を講じるとともに、積載量や制限速度等、道路交通法を遵守してください。

### 4 受付、計量

計量は、受付時(実車)と退場時(空車)の2回計量を行い、廃棄物の重量を測定します。

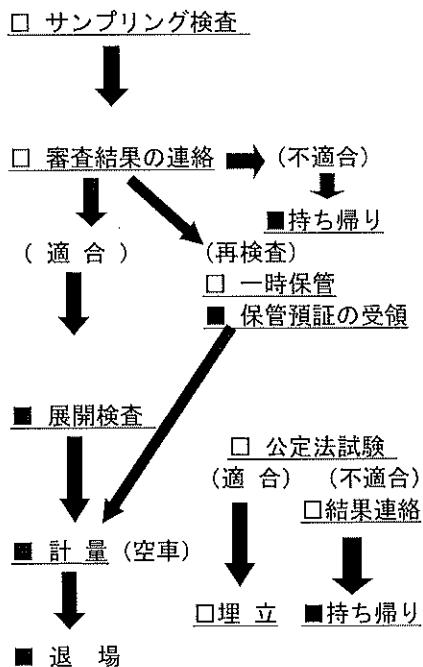


搬入当日、搬入予約承認書、マニフェストをセンター管理事務所受付に提出してください。

計量は、受付時(実車)と退場時(空車)の2回行います。  
(10kg単位)

### 5 搬入審査

搬入に当たっては、受入基準に適合するかどうかの判断をするため、各種の検査を実施します。基準に適合しない場合には、持ち帰っていただくことになります。なお、搬入審査に当たっては、全量展開検査および蛍光X線検査等の独自検査を実施します。



(管理型物4品目)計量時に廃棄物の目視確認および管理型4品目(燃えがら、汚泥、鉱さい、ばいじん)については、検査のためのサンプルの採取を行います。採取した管理型4品目のサンプルは、蛍光X線分析によるサンプリング検査を実施します。この間15分程度は、職員の指示する待機場所でお待ちください。

サンプリング検査で搬入審査に適合した場合は、職員の指示に従い展開検査場へ移動し、廃棄物の荷降ろしをしてください。

(安定型物および4品目以外の管理型物) 安定型物および4品目以外の管理型物については、職員の指示に従い展開検査場等に移動し、廃棄物の荷降ろしをしてください。

(サンプリング検査・展開検査で不適合の場合) サンプリング検査で不適合となった場合は引き続き検査をします。また、展開検査で不適合となつた搬入物は持ち帰りいただきます。

再検査が必要な場合は、センターで一時保管します。公定法試験に約20日程度の日数が必要となりますので、一時保管預り証を受け取り、搬入車両の計量を済ませて退場してください。

※公定法試験の結果が判明次第連絡します。適合の場合は、埋立処分後マニフェストを送付します。

※洗輪後に計量して下さい。

※不適合の場合は、搬入物を持ち帰りいただきます。

空車の状態で計量のうえ退場してください。

別表1

## 廃棄物の受入基準と区分

具体事項	
共通事項	<p>① 滋賀県内の事業所等で発生した産業廃棄物であること</p> <p>② 資源化処理（資源化物の抜き取りに係る仕分け作業を含む。）もしくは減量処理を経た産業廃棄物であること（石綿含有廃棄物を除く）</p> <p>③ 最大径が概ね50cm以下であること ただし、ゴムくず・廃プラスチック類は最大径概ね15cm以下、石綿含有廃棄物は最大径概ね2m以下とする</p> <p>④ 一般廃棄物または特別管理産業廃棄物でないこと</p> <p>⑤ 液状の産業廃棄物でないこと</p> <p>⑥ 著しい悪臭を発生するものや揮発性の溶剤を含むものでないこと</p> <p>⑦ 油分を含まないこと</p> <p>⑧ プリント基板・バッテリー・電池を含まないこと</p> <p>⑨ 合成樹脂を発泡させたもの（ウレタンフォーム、発泡スチロール等）を含まないこと</p> <p>⑩ 中空の状態でないこと（石綿含有廃棄物を除く）</p> <p>⑪ 建物の解体に伴う廃棄物については、搬入時にアスベスト含有状況調査書を提出すること</p> <p>⑫ 水銀含有ばいじん等でないこと</p> <p>⑬ 水銀使用製品産業廃棄物でないこと（破損した蛍光灯管を除く）</p>

廃棄物の区分	具体事項
燃えがら	<p>① 予め水分を添加し加湿するか、袋に梱包することにより飛散防止措置を図っていること</p> <p>② 火気・熱気を帯びていないこと</p> <p>③ 埋立処分に係る判定基準を遵守していること</p> <p>④ 廃棄物焼却炉（火床面積0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力50kg/h以上）から排出される燃えがらについては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施する自主測定結果を年1回提出すること（3ng-TEQ/gを超えるものは受入不可）</p> <p>⑤ 野焼き等の不適正処理で発生した燃えがらについては、ダイオキシン類の測定結果を提出すること</p>
有機汚泥	<p>① 含水率85%以下であること</p> <p>② 埋立処分に係る判定基準を遵守していること（産業廃棄物の発生工程・使用原材料等によっては検査項目を追加又は省略することがある。）</p>
無機汚泥	<p>① 含水率85%以下であること</p> <p>② 埋立処分に係る判定基準を遵守していること（産業廃棄物の発生工程・使用原材料等によっては検査項目を追加又は省略することがある。）</p>
廃プラスチック類	<p>① 石綿含有廃棄物を含まないこと</p> <p>② 廃石綿等（特別管理産業廃棄物である飛散性石綿廃棄物）を含まないこと</p> <p>③ 「自動車等破碎物」（自動車・バイクの破碎によって生じたもの）でないこと</p>
紙くず	—
木くず	—
繊維くず	—

ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設系混合廃棄物に該当しないこと</li> <li>② 「自動車等破碎物」（自動車・バイクの破碎によって生じたもの）でないこと</li> </ul>
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「自動車等破碎物」（自動車・バイクの破碎によって生じたもの）でないこと</li> </ul>
ガラス及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃石膏ボードを含まないこと</li> <li>② 石綿含有廃棄物を含まないこと</li> </ul>
廃石膏ボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 石綿含有廃棄物を含まないこと</li> <li>② 予め水分を添加し加湿するか、袋に梱包することにより飛散防止措置を図っていること</li> </ul>
石綿含有廃棄物（非飛散性石綿廃棄物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃石綿等（特別管理産業廃棄物である飛散性石綿廃棄物）を含まないこと</li> <li>② 梱包されていること</li> </ul> <p>※ 工作物（建築物を含む）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（がれき類、廃プラスチック類に分類される物を含み、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」を除く）</p>
鉛さい	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 埋立処分に係る判定基準を遵守していること</li> <li>② 火気・熱気を帯びていないこと</li> <li>③ 予め水分を添加し加湿するか、袋に梱包することにより飛散防止措置を図っていること</li> </ul>
がれき類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 鉄筋等の異物が除去されていること</li> <li>② 石綿含有廃棄物を含まないこと</li> </ul>
建設系混合廃棄物（建設業に限る）	<p>※ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、安定型物と管理型物とを分離せず、もしくは安定型物の熱灼減量を5%以下になるように選別していないもの（分別排出や資源化物攝取後に残る、複数品目が一体不可分なもの）</p>
管理型混合廃棄物Ⅰ	<p>※ 産業廃棄物処分業（いわゆる中間処理業者）、資源回収処理業等から排出される廃棄物であって、種別が多種混合した状態で搬入されるもの</p>
管理型混合廃棄物Ⅱ	<p>※ 管理型混合廃棄物Ⅰのうち、いわゆるシュレッダーダスト、選別機等のふるい下の細かいもの等で、性状を特定して個別に契約したもの</p>
ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 予め水分を添加し加湿するか、袋に梱包することにより飛散防止措置を図っていること</li> <li>② 火気・熱気を帯びていないこと</li> <li>③ 埋立処分に係る判定基準を遵守していること</li> <li>④ 廃棄物焼却炉（火床面積0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力50kg/h以上）から排出されるばいじんについては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施する自主測定結果を年1回提出すること（3ng-TEQ/gを超えるものは受入不可）</li> </ul>
その他の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公社との協議によること</li> </ul>
残土等廃棄物以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公社との協議によること</li> </ul>

# 埋立処分料金表

【 適用期間：令和2年4月1日～ 】

- ・ 埋立処分料金の単価は、つぎのとおりです（料金は 10Kg 単位で計算します）。
- ・ 振込手数料はご負担をお願いします。

埋立処分料金	種類
14,000 円/t (税込 15,400 円/t)	ゴムくず 金属くず ガラス陶磁器くず(廃石膏ボード、石綿含有廃棄物を除く) がれき類 (建設系、管理型混合廃棄物を除く)
20,000 円/t (税込 22,000 円/t)	燃えがら 有機汚泥 無機汚泥 鉱さい 石綿含有廃棄物 (がれき類、廃プラスチック類の非飛散性のものに限る) ばいじん
21,500 円/t (税込 23,650 円/t)	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 建設系混合廃棄物 (建設業に限る) 管理型混合廃棄物 II (※2)
23,000 円/t (税込 25,300 円/t)	管理型混合廃棄物 I (※1)
40,000 円/t (税込 44,000 円/t)	廃石膏ボード (廃石膏を含む) ガラスウール類
17,000 円/t (税込 18,700 円/t)	管理を要する残土

■ 管理型混合廃棄物

(※1) 「管理型混合廃棄物 I」は、産業廃棄物処分業（いわゆる中間処理業者）、資源回収処理業等から排出される廃棄物であって、種別が多種混合した状態で搬入されるもの。

(※2) 「管理型混合廃棄物 II」は、上記のうち、いわゆるシュレッダーダスト、選別機等のふるい下の細かいもの等で、性状を特定して個別に契約したもの。

■ この料金表にない廃棄物・処分料金等については、理事長が別に定める。

別表3

## 埋立処分に係る判定基準

廃棄物の種類	(1)汚でい	(1)鉛さい (2) (1)を処理したもの	(1)燃えがら (2)ばいじん (3) (1)、(2)を処理したもの
アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
有機燐化合物	1mg/L以下	—	—
六価クロム化合物	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下
砒素又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
シアノ化合物	1mg/L以下	—	—
PCB	0.003mg/L以下	—	—
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	—
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	—
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	—	—
四塩化炭素	0.02mg/L以下	—	—
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L以下	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	—	—
1, 3-ジクロロプロパン	0.02mg/L以下	—	—
チラム	0.06mg/L以下	—	—
シマジン	0.03mg/L以下	—	—
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	—	—
ベンゼン	0.1mg/L以下	—	—
セレン又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L以下	—	0.5mg/L以下
含水率	85%以下(陸上埋立)		
強熱減量	15%以下(油性廃棄物)		15%以下(燃えがらのみ)
ダイオキシン類*	3ng-TEQ/g以下	3ng-TEQ/g以下	3ng-TEQ/g以下

\*ダイオキシン類の分析は、ダイオキシン類対策特別措置法が適用される特定のものと野焼き等の不適正な処理で発生したものが対象。

## 水銀含有ばいじん等でないことの判定基準

廃棄物の種類	ばいじん、燃えがら、汚泥、鉛さい
水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)	15mg/kg以下

\*分析方法については、「水銀廃棄物ガイドライン」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)によるものとする。

様式第1号

## 廃棄物処理委託（変更）申込書

令和 年 月 日

公益財団法人滋賀県環境事業公社

理事長 三日月大造様

申込者（廃棄物の排出者）

住所〒一

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

廃棄物の処理を委託したいので、下記のとおり申し込みます。

廃棄物の 排出事業所	所在地	〒		
	名称	(工事名)		
	業種	(産業中分類による)		
	連絡先 (担当者)	(氏名)	(役職)	
		(TEL)	(FAX)	(E-mail)
処理を委託する廃棄 物の種類、予定数量 及び予定搬入頻度	廃棄物の種類・名称	搬入数量	搬入頻度	
	①	t/年	回/月・年	
	②	t/年	回/月・年	
	③	t/年	回/月・年	
	④	t/年	回/月・年	
	⑤	t/年	回/月・年	
廃棄物の 運搬搬入 方 法	搬入方法の区分	1.自社による運搬搬入	2.委託による運搬搬入	3.自社・委託の併用
	混載の区分	1.混載有	2.混載無	
	シート掛・梱包の区分	1.シート掛	2.梱包	3.フレコンパック等袋詰
	処理委託をする 廃棄物の運搬搬 入委託業者 (委託業者)	住 所	〒	号
		名称及び代表者名 収集運搬業の許可	(許可番号) (許可期限)令和 年 月 日まで	号
料金請求先	住 所	〒	支払方法	
	名称及び 代表者名		1.現金 2.振込	

### 【添付書類又はサンプル】

- (1) 廃棄物データシート(WDS)
- (2) 管理型4品目(燃えがら、汚泥、鉱さい、ばいじん)にあっては、溶出試験成績書の写およびサンプル500g程度
- (3) 委託運搬の場合は、搬入運搬業の許可証の写
- (4) 産業廃棄物処理業者の場合は、産業廃棄物処理業許可証の写
- (5) 変更申込の場合は、申請書表題部の(変更)を○で囲むこと。
- (6) 工作物の解体に伴う廃棄物については、建築物に関する調査結果(アスベスト等含有状況調査)を提出すること(未実施の場合は搬入時でも可)

## 様式第2号

## 廃棄物データシート (WDS)

(記入者／記入日) /

1	提供年月日	令和 年 月 日 提供			
2	廃棄物名称			管理番号	
3	排出事業者（窓口）	名 称		部 課 名 担 当 者	
		住 所	〒	T E L F A X	
4	廃棄物種類	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 有機汚泥 <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 建設系混合廃棄物	<input type="checkbox"/> 無機汚泥 <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 管理型混合廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 鉱さい <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> その他( )
5	石綿情報	<input type="checkbox"/> 廃石綿等	<input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物	<input type="checkbox"/> 無害化処理物	<input type="checkbox"/> 無し
6	廃石膏ボード情報	<input type="checkbox"/> 含む	<input type="checkbox"/> 無し		
7	排出業種	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 解体業	<input type="checkbox"/> 化学工業 <input type="checkbox"/> その他
8	提出資料	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> サンプル <input type="checkbox"/> 溶出試験計量証明書 <input type="checkbox"/> 含有試験計量証明書 <input type="checkbox"/> 発生工程図 <input type="checkbox"/> その他( )			
9	発生工程				
10	荷姿	<input type="checkbox"/> バラ積み	<input type="checkbox"/> フレコンバッグ	<input type="checkbox"/> その他( )	
11	搬入容器	<input type="checkbox"/> 持ち帰り	<input type="checkbox"/> 埋立処分	<input type="checkbox"/> その他( )	
12	収集運搬方法	<input type="checkbox"/> 自社運搬	<input type="checkbox"/> 収集運搬業者(業者名: )		
13	収集運搬手段	<input type="checkbox"/> ダンプ( t車) <input type="checkbox"/> ユニック車( t車)	<input type="checkbox"/> トラック( t車) <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> パッカー車( t車)	
14	数量	スポット	( )kg・t・袋・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個・車		
		継続	( )kg・t・袋・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個・車	/年・月・週・日	
15	受け入れ廃棄物の写真	[写真貼付]			

16	廃棄物特性	引火性（有・無）	燃焼性（強燃・燃・不燃）	腐食性（有・無）
		有毒ガス発生（有・無）	水との反応性（有無）	自己反応性（有・無）
	混合反応性（有・無）	その他		
17	廃棄物性状	バラツキ（有・無）	経時変化（有・無）	
		有る場合は具体的に記入		
18	廃棄物の組成、成分情報 (○×又は数値記入)	形状（泥状・粒状・粉状・塊状・板状・棒状・その他（ ））硬さ（硬・軟）		
		色（ ）臭気（激・有・無）	飛散性（有・無）	流動性（有・無）
	p H（ ）比重（ ）	水分（ ）		
	熱しやすく減量（ %）	その他（ ）		
19	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	<input type="checkbox"/> 要注意（ ） <input type="checkbox"/> 特になし	)
		2) 異常処置		
20	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する、環境汚染の可能性も含む)	特別注意事項（有・無）		
		有る場合は具体的に記入		

排出事業者及び処理業者の内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容

様式第3号

令和 年 月 日

## 産業廃棄物処理委託(変更)契約書

契約番号

排出事業者(甲)  
住 所

氏 名  
(法人にあっては名称  
および代表者の氏名)

印

処分業者(乙)  
住 所 甲賀市甲賀町神645番地

氏 名 公益財団法人 滋賀県環境事業公社  
理事長 三日月 大造

印

上記排出事業者(以下、「甲」という。)と公益財団法人滋賀県環境事業公社 理事長三日月大造(以下、「乙」という。)は、甲の事業所から排出される産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)を乙が設置するクリーンセンター滋賀(以下、「処分場」という。)において埋立処分を行うことに関し、次のとおり契約を締結し、この契約の成立を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

### (業務の委託)

第1条 甲は、別記に掲げる廃棄物の埋立処分を乙に委託し、乙は、これを受託する。

### (遵守事項)

第2条 甲は、廃棄物の排出および処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法その他関係法令(以下、「法令」という。)ならびに処分場搬入要領を遵守し、誠実にこの契約を履行するものとする。

2 乙は、搬入された廃棄物を法令に基づき適正に埋立処分するものとする。

### (甲の義務と責任)

第3条 甲は、処分を委託する廃棄物について、あらかじめ廃棄物の発生抑制、中間処理、再生利用による減量化に努めなければならない。

2 甲は、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状(形状、成分、有害物質の有無および臭気)、荷姿、混合等により生ずる支障、取り扱い際に注意すべき事項等の必要な情報を乙に通知するものとする。

3 甲は、委託期間中、適切な処理及び事故防止の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容および程度の情報を通知するものとする。

4 甲は、処分を委託する廃棄物に、その処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより乙の業務に支障が生じたとき、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、廃棄物の引取りを拒むことができるものとし、甲は直ちに引き取るものとする。なお、引取の費用は、甲の負担とする。

5 甲は、廃棄物の搬入にあたって、乙が指定する搬入経路を通行し、搬入車両には所定の車両用標識を掲示するものとする。

6 甲は、積載廃棄物の飛散・流出等を防ぐため、防じんシートの使用等十分な措置をしなければならない。

7 甲は、廃棄物の運搬を収集運搬事業者に委託して処分場に搬入する場合には、この契約の趣旨に則り、適切に指導するものとする。

参考

(産業廃棄物管理票)

第4条 甲及び乙は、法令の定めるところにより、適正に産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の記入及び授受等の処理を行うものとする。

(報告)

第5条 甲は、廃棄物を搬入しようとする場合は、毎年2月末日までに、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの廃棄物搬入計画を、乙に書面をもって提出するものとする。ただし、300t未満の廃棄物搬入については、この限りでない。

(委託業務終了報告)

第6条 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD（処分終了）票をもって代えることができる。

(一時保管等)

第7条 乙は甲から委託された廃棄物の一時保管を行う場合は、法令に定める保管基準を遵守し、可能な限り速やかに処分を行うものとする。ただし、検査の結果、受入基準に適合しないときは、甲は、速やかに廃棄物を引取るものとする。なお、引取の費用は、甲の負担とする。

(処分料金及び支払い)

第8条 廃棄物の埋立処分に関する料金は、乙が別に定める。  
2 乙は、経済情勢の変動等により埋立処分料金を改定するときは、あらかじめ、その旨を甲に通知する。  
3 甲は、前項の通知に異議があるときは、~~この契約を解除する~~ことができる。  
4 甲は、マニフェストD（処分終了）票の受領等により、乙が廃棄物を処分したことを確認したときは、乙の請求により処分料金を支払う。  
5 処分料金の支払方法は原則として現金払とする。ただし、甲乙双方が合意した場合は、乙が指定する金融機関の口座に振込むものとする。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

(条件の変更)

第9条 甲は、次の事項を変更しようとするときは、事前に書面をもって乙に申込み、乙の承諾を得なければならない。  
(1) 排出事業所の追加  
(2) 廃棄物の種類の追加及び数量  
(3) 運搬搬入委託業者  
(4) その他の事項

(運送に係る紛争等)

第10条 委託廃棄物の収集・運搬に係る紛争等が生じたときは、甲の責任において、これを適切に処理するものとする。

(受け入れの拒否又は停止)

第11条 乙は、甲又は甲が委託する収集運搬業者が、次の各号の一に該当するときは、廃棄物等の受入を拒否することができる。  
(1) 乙が受入を承諾していない廃棄物を搬入しようとするとき。  
(2) 受入基準に適合しない廃棄物を搬入しようとするとき。  
(3) 搬入前営業日午前中までに、廃棄物の搬入予約申込がないとき。  
(4) 乙の係員の指示に従わないとき。  
(5) 搬入車両の車両番号が搬入予約承認書に記載した車両番号と異なるとき。  
(6) 搬入時に必要書類を携帯せず、又は記載内容に不備があるとき。  
(7) 目視検査、展開検査及び抜取検査に応じないとき。  
(8) その他、乙の埋立処分事業の運営に關し支障があると認めるとき。  
2 乙は、甲又は甲が委託する運搬業者が次の各号の一に該当するときは、廃棄物の受入を停止することができる。  
(1) 法令を遵守しないとき。  
(2) この契約が虚偽又は不正により締結されたことが明らかになったとき。  
(3) 第1項の状況が繰り返されるとき。  
3 乙は、前2項の措置を取ったときは、甲に通知するものとする。

(臨機の措置)

- 第12条 乙は、天災その他の事由により処分場の適正な運営に支障が生じたときは、甲の同意なくして、受入を中止することができる。この場合において、乙はすみやかに甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、この限りではない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、処分場の適正な運営に支障が生じたときは、あらかじめ甲に通知の上、一時的に搬入の制限を行うことができる。
- 3 乙は、第1項又は第2項の措置により甲に与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

- 第13条 甲は、処理業務の過程において、法令に違反した業務を行い、又は過失によって、乙又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

- 第14条 乙は、甲から委託された廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託基準にしたがう場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第15条 甲は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は、その履行を委任し、若しくは承継させてはならない。

(契約の承継)

- 第16条 甲は、合併などによる第三者への事業承継の事由が生じたときは、本契約の承継について乙の承諾を得なければからない。この場合、乙は、甲に対し必要な書類の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

- 第17条 甲及び乙は、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならぬ。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

(甲の通知義務)

- 第18条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その旨を乙に書面で通知しなければならない。
- (1) 法令により行政処分を受けたとき。  
(2) 手形、小切手の不渡りを出して、銀行の取引停止処分を受けたとき。  
(3) 差押、仮差押、仮処分を受け、又は受けれるおそれがあるとき。  
(4) 破産、民事再生、会社更生又は、特別清算等の手続開始の申立をしたとき。  
(5) 営業を停止し、又は変更し、若しくは解散の決議をしたとき。  
(6) 前一乃至五号に掲げるほか、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき。

(契約の解除)

- 第19条 乙は、災害若しくはその他の不可抗力又は環境保全上やむを得ない理由により埋立処分業務の継続が不可能になったときは、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、甲が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。
- (1) この契約が虚偽又は不正により締結されたことが明らかになったとき。  
(2) この契約の履行に関し不誠実であると認めたとき。  
(3) 正当な理由がなく乙の指示に従わぬとき。  
(4) 処分料金を指定期日までに支払わなかったとき。  
(5) 甲に、第18条の各号に定める事由が発生した場合。
- 3 乙は、甲から引き続き1年間廃棄物の搬入がない場合は、この契約を解除したものと見なす。
- 4 乙は、第1項、第2項又は第20条の規定によりこの契約を解除したときは、理由を付して甲に通知するものとする。
- 5 甲又は乙がこの契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

参考

- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合  
イ 乙は、解除後も、その廃棄物に対するこの契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れず、抜取検査分析中である廃棄物等（以下、「未処理の廃棄物」という。）について、処分の業務を完了させるものとする。  
ロ ただし、上記イの場合にあっても、抜取検査の結果、未処理の廃棄物が受入基準に適合していないことが判明した場合には、乙は、甲の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを甲に要求し、又は、乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合  
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって引き取ることを要求し、又は甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲及び乙は、自己又は自己の代理若しくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特種知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。  
(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。  
(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。  
(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。  
(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催促をせず、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙が、本契約に関連して第三者と干渉又は委託契約等（以下、「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは1項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

4 甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

(契約期間)

第21条 この契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。  
2 この契約期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも相手方に対し、書面による意思表示がないときは、相互に廃棄物データシートの内容を確認の上、この期間をさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。ただし、この契約期間中に埋立が終了する場合は、終了する日までとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

(その他)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、法令にしたがい、甲乙が誠意をもって協議しこれを決定するものとする。

## 別記

契約番号( )

埋立処分の場所	滋賀県甲賀市甲賀町神宇藤木581番2 他85筆 クリーンセンター滋賀	
	許可番号 第02530144357号 許可年月日 平成30年9月18日	
廃棄物の種類 および契約量	燃えがら	トン／年
	有機汚泥	トン／年
	無機汚泥	トン／年
	廃プラスチック類	トン／年
	紙くず	トン／年
	木くず	トン／年
	繊維くず	トン／年
	ゴムくず	トン／年
	金属くず	トン／年
	ガラス陶磁器くず	トン／年
	廃石膏ボード	トン／年
	石綿含有廃棄物	トン／年
	鉱さい	トン／年
	がれき類	トン／年
	建設系混合廃棄物	トン／年
	管理型混合廃棄物 I	トン／年
	管理型混合廃棄物 II	トン／年
	ばいじん	トン／年
	その他	トン／年
	計	約 トン／年
排出場所	(工事名)	
収集運搬業者の 名称、許可番号 および許可期限	滋賀県第 号 令和 年 月 日	

※スポットで搬入の場合は、その旨記入するこ

樣式第4号

搬入車両（変更）届出書

令和 年 月 日

公益財団法人 滋賀県環境事業公社  
理事長 三日月 大造 様

(契約事業所) 名 称  
代表者名  
所在地  
TEL

三

クリーンセンター滋賀に搬入する産業廃棄物の運搬につきの車両を使用しますので届け出ます。

- ・トラックスケールは、秤量：40t、積載面寸法：3m×8m、高さ3.8mです。計量可能な車両を届出ください。
  - ・車両の種類には、ダンプ、トラック、パッカー車、ユニック車等の区分を記入してください。
  - ・最大積載量および車両重量は、車検証の重量を記入してください。
  - ・車両を変更する場合でも、搬入車両は全て記入願います。なお、変更のあった車両は明示してください。

様式第5号

搬入予約申込書・承認書（搬入管理票）

令和 年 月 日

廃棄物の搬入を予約します。

搬 入 日	令和 年 月 日
契 約 番 号	左詰で記入
契約者名	
排出事業者名	
搬入業者名	
廃棄物品目	
廃棄物量	t
搬入車両番号	( 台)
搬入予定時刻	時頃
※ <返信先> 事業者名 担当者名 Tel / Fax Mail	
マニフェスト種類	<input type="checkbox"/> 電子マニフェスト利用 <input type="checkbox"/> 紙マニフェスト利用 (どちらかにチェック)

※ 返信先は必ず記入してください。

【予約申込書・送付先】

「クリーンセンター滋賀」 FAX : 0748-88-6322

TEL : 0748-88-9191

令和 年 月 日

上記の廃棄物の搬入予約を承認します。

滋賀県環境事業公社

クリーンセンター滋賀

搬入管理番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

搬入時にはマニフェスト番号を記入のうえ持参願います。

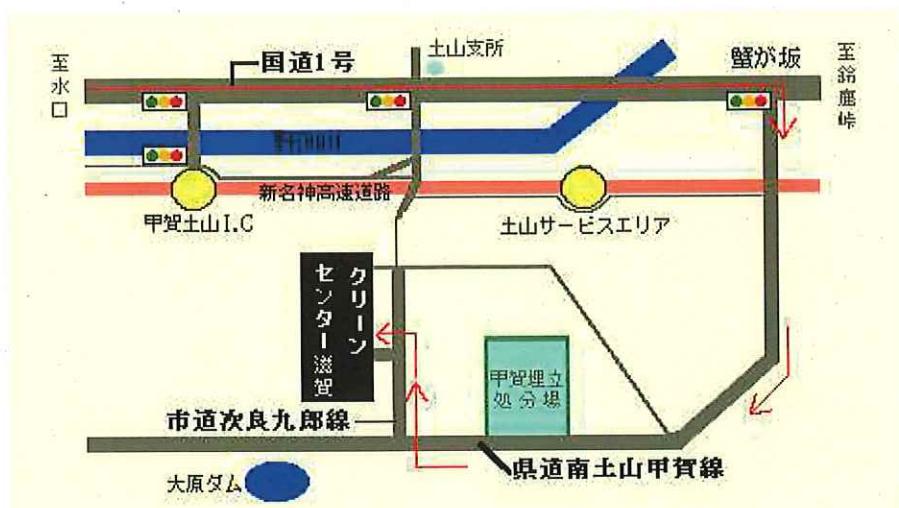
マニフェスト番号	左詰で記入								
----------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 年 月 日

クリーンセンター滋賀安全管理講習会  
受講申し込み書

受講希望日	月 日 時 分
会社名	
受講者氏名	
連絡先住所	〒
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

## 搬入経路図



## 施設の概要

- 設置者：公益財団法人滋賀県環境事業公社
- 施設：産業廃棄物管理型最終処分場
- 場所：滋賀県甲賀市甲賀町神 645
- 全体面積：約 23.6 ha
- 埋立面積：約 9.8 ha
- 全体埋立容量：130万m<sup>3</sup>
- 廃棄物埋立容量：90万m<sup>3</sup>
- 覆土容量：40万m<sup>3</sup>
- 水処理施設処理能力：350m<sup>3</sup>/日
- 埋立工法：セル方式
- 埋立構造：準好気性埋立構造

- 埋立予定期間：15年間を予定
- 受入廃棄物：滋賀県内の事業所等から排出される産業廃棄物で、燃えがら・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・鉱さい・がれき類・ばいじん・令第13号に指定する廃棄物
- 主要施設：貯留構造物、多重遮水工（表面遮水工: 2重遮水シート、鉛直遮水壁）、遮水シート破損検知設備、浸出水貯留槽、浸出水処理施設、防災調整池、管理棟、トラックスケール(40t) 2基、展開検査場、仮保管庫、洗輪場
- その他：全量展開検査、浸出水処理水の公共下水道投入、位置情報による出来形管理



(公財) 滋賀県環境事業公社

【公社の概要】

- 代表者：理事長 三日月大造（県知事）
- 設立年月日：昭和 57 年 12 月 16 日
- 目的：産業廃棄物および一般廃棄物の適正な処理処分および再資源化に関する事業等を行うことによって、県民の生活環境の保全および産業の健全な発展に資する。
- その他：平成 14 年 11 月 25 日、「廃棄物処理センター」として環境大臣より指定。